

【議事概要】第4回 亀山市人権施策審議会

【開催日時等】

- ◆日時 平成26年11月4日（月） 19:00～20:50
- ◆場所 亀山市役所 3階 理事者控室
- ◆出席委員（敬称略）：
藤原正範 不破為和 青シゲミ 浜野芳美 田中義雄 宮崎みづ子
福永磨子 榎谷英一 明石澄子
- ◆欠席委員（敬称略）：岡安祐子 佐藤和夫
- ◆事務局：文化振興局長 共生社会推進室長 共生社会推進室主査
- ◆傍聴者：2名

【協議事項等】

- ◆会長挨拶
- ◆協議事項

（1）今までの経過報告（及び今後の予定）

○共生社会推進室より説明

- ・当審議会の委員でありました橋本委員についてでございますが、昨年あたりから体調を崩されておりましたが、平成26年8月下旬に他界されましたことを報告いたします。欠員に対する補充についてでございますが、現委員の皆さんで、これまで基本方針の策定の審議を進めてまいりましたことから、基本方針の策定予定時期であり、現委員の皆さんの任期満了となります平成27年12月までは、新たな委員の選任は行わないものと判断をさせていただいております。
- ・人権施策の基本となる方針の策定に向けて、庁内の検討会議であります「亀山市人権施策基本方針調査検討会議」を組織しました（組織の構成員等について説明。詳しくは同会議規程を参照）。そして、先般（10月31日）第1回目の会議を持ちました。今後、検討会議と審議会の両輪により、基本方針の策定に向けて審議を行ってまいります。

（2）亀山市「人権施策の基本となる方針」概要について（資料1）

○共生社会推進室より説明

※資料1は、現段階における大枠として提示したものであり、今後、各項目別の記載内容について審議・検討していく中で、この概要についても変更していく箇所があるものとします。

委員 資料1に示されている基本方針の概要は、章立て等が、あるA市の人権施策基本方針にかなり似ている。内容も同じようなものになっていくのではないかと、思ってしまう。この点について確認したい。

事務局 近隣市町等、いくつかの市の基本方針の章立て等を参考にしたことは確かですが、特にA市のものを基にしたということはありません。いくつかの市の基本方針を見させていただく中で、記載すべき事項を考えていきましたところ、このような章立てになったものでございます。

委員 A市などの他市の基本方針を参考にするのも結構ですが、単純に他市の基本方針に似たものを作成して終わりとなることを危惧します。亀山らしいものを作りたいと思います。

(3) 「人権施策の基本となる方針」第3章 分野別施策について（資料2）（資料3）

○共生社会推進室より説明

（資料2、資料3のうち「(1) 子ども」に関して説明）

※今回の資料の記載内容に加えて、ネットいじめ等に関する事、子ども・子育て支援事業計画に関する事項、学校教育ビジョンに関する事項等について、今後書き加えていくことを想定しています。

※資料3の統計資料等は、このうちのいくつかのデータについては策定する基本方針に掲載していこうと考えておりますが、その他の多くのデータについては、審議会における協議のための資料ということで示させてもらっています。

※例えば、資料3の7ページ「子どもの虐待相談件数」について、基本方針に掲載する場合には、「相談件数が後年になるほど増加しているのは、地域における啓発が進んでいることがその要因だと分析できる」などといった注釈を掲載いたします。

委員 子どもの虐待の問題は、子どもを取り巻く環境（保護者等）に原因があるので、その環境に対してどのような取組を行っていくのか、ということが大事であり、そのような記述もあるべきだと思います。

また、子どもの貧困の問題は、その多くが、女性の問題、女性の生き方・働き方の問題、一人親家庭の問題とも言えると思います。これは、なかなか家庭だけでは解決できない部分が多いと思われるので、社会としてどのように支援していくのかという施策の記載も必要だと思います。

それから、子どもたち同士の中にも偏見というものが存在している。偏見を無くしていくための議論も必要だと思っておりますが、施策については、意識の問題なので、啓発以外に無いように思います。それでもやはり少しは記載があるべきだと思います。

子ども同士の関係性の問題、家庭の問題、地域の問題、賃金格差の問題等を含めた国やグローバルな視点から捉えられる社会全体の問題及びそれらに起因する家庭レベルの問題等、全てのことが子どもに影響を及ぼしている。こういったことも記載があるべきだと思います。そういった中で、行政や市レベルで取り組む施策について考えて記載していきたいと考えます。

委員 まったくそのとおりだと思います。そういった子どもを取り巻く現状や課題について、市民の方に少しでも具体的に理解していただけるように記載するのが重要ですが、それが大変難しいと感じます。

会長 例えば、【現状と課題】の冒頭部分の「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」に関する記述も、もう少し分かりやすく記載した方が良いと感じます。この条約の特徴として、“子どもが社会に参加する権利”が挙げられます。子どもたちが市の取り組みに参画するとか、子どもたちが自分たちの意見を表明するといったような取り組みも、既に亀山市において実施されているものがあると思いますので、それを更に推進していくような施策も書

き入れていきたいと感じます。

委員 貧困が原因で子どもを保育所等に預けられないという問題もあるとは思いますが、一方で、最近の保護者は、仕事が休みで子どもと一緒に過ごせる時でも、保育所が開いている時は子どもを保育所に預ける傾向が強くなっている。これも子どもの権利が守られていないと言え、言わば虐待と言えるのではないのでしょうか。小さい子どもにとって、親の愛が必要なのに、それが尊重されていないと感じます。

会長 これもやはり家庭の問題であって、前述にもありましたが、家庭に対するサポートの取組が記載されていないので、記載があるべきだと感じます。

委員 “地域が子どもを育てる”という視点も大事だと思います。そういった記載もあるべきだと感じます。

委員 人は、一人一人違いがあって良く、それが大切だという価値観を育てたいと感じる。それによって、いじめの問題の解消にもつながると思います。

○共生社会推進室より説明

（資料2、資料3のうち「(2) 女性」に関して説明）

会長 「(2) 女性」の項目の記載についても、もう少し伝わりやすいよう改善したいと感じます。

委員 男性の考え方を变えるのは難しいと感じてきた。これからの社会において、女性を取り巻く様々な問題は大変重要だと思います。

会長 最近、男女共同参画の推進が叫ばれて、委員等の男女比の是正も進んでいますが、例えば労働の面においては、女性の低賃金という問題があり、母子家庭の貧困につながっています。市レベルでの施策としては難しい面もございますが、現状認識として必要なことだと思います。

委員 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントといった類のことが書かれていない。様々な職場において、パワハラ、セクハラといった問題は起こりえると思います。学校現場では、当時、教員の中で男女共同参画の担当者を設置して推進していました。そういった取り組みも必要だと思いますし、行政としては、そういった意識啓発にもっと注力すべきではないかと思っています。

事務局 男女共同参画という面を強く書き込んだ資料となっていますが、ハラスメントも含めて、女性差別という面についても、もう少し書き込むことといたしたく存じます。

○共生社会推進室より説明

（資料2、資料3のうち「(3) 障がい者」、「(4) 高齢者」に関して説明）

※「(3) 障がい者」の項目においては、今回の資料の記載内容に加えて、もう少し学校外の地域や家庭における課題や施策の方向性、あるいは学校卒業後に社会に出る時や出た後に課題を抱えることが多いということで、そういった現状やそれに対する施策の方向性について、今後書き加えていくことを想定しています。

※「(4) 高齢者」の項目においては、介護をする家族（介護の担い手）に対する支援施策について、今後書き加えていくことを想定しています。

- 会 長 障がい者の虐待件数や障がい者の雇用率といったデータもあると思いますので、基本方針に掲載するかどうかは別にしても、示していただきたいと思います。それから、高齢者に関する記載も、他と比べますと、もっと書き込んでほしいと感じます。介護を必要とする高齢者の方について、虐待防止といった視点だけでなく、可能な限り社会に参画いただくというような視点での記載もあるべきではないかと感じます。
- 委 員 自分の地元地域で、高齢者に対して聴き取りを行った。高齢者の問題は誰にとっても身近な問題である。各地域で進められているまちづくり協議会の設立に向けた協議においては、そういった身近な問題を解消していくためにまちづくり協議会が必要であるという認識を再確認する必要があるのではないかと感じます。
- 委 員 例えば、資料2の3ページに「身体障害者等のサービス利用が措置制度から利用者契約方式へと切り替わり」というような記載があるが、これでは一般の方には意味が分からないと思うので、考慮いただきたいと思います。
- 委 員 高齢者や障がい者を虐待してしまう側（まわりにいる家族等）に関してできる支援が重要だと考えますので、そういった記載もするべきだと思います。
- 事務局 一つ一つの課題に対して、全て施策を書き込めるのが理想的だとは思いますが、基本方針という性格もございまして、実際の制度の詳細な部分にまで踏み込んで書き込むことは限界があると思いますので、ある部分については問題を整理して問題提起することで、この基本方針をまとめるという考え方も必要だと思っています。

○共生社会推進室より説明

（資料2、資料3のうち「(5) 外国人」に関して説明）

- 委 員 地域において外国人住民とのトラブルというのは結構発生している。その解決については、自治会やコミュニティなどが、外国人と話し合う場を積極的に設けていくようなシステムづくりが必要だと思います。
- 委 員 亀山市は、外国人、特にブラジル人が多い地域である。外国人の保護者は母国語を話す日本語が理解しづらく、逆にその子どもは、生まれた時から日本に住んでいて日本語は堪能だが、親の話す言葉が理解できないなどにより、家族内での意思疎通が図れず困難を抱えているケースが多く見られる。これに対してどのようにサポートしていくのかという問題があります。それから、外国人の子どもたちが小学校、中学校、高等学校と進んでいき、社会に出る時、その人たちがどのように地域の中で生活していくのかというのが大きな課題となっています。出身の国が違えば文化が違うので、それをお互い認めて理解しあうというスタンスが大事です。当初に比べると、お互いの理解も進んで地域でのトラブルも少なくなってきたとは思いますが。
- 会 長 亀山市は、外国人の居住が増加し出してから何年も経っています。その中で、地域が乗り越えてきた歴史もあると思いますので、そのような記載があれば良いと感じます。
- 委 員 外国人の問題は、ブラジル人に関することだけではなく、亀山においても朝鮮の方々に対する差別・偏見は存在していると認識しています。朝

会 長 鮮出身の方々の話を聴取するといったことも検討いただきたいと思います。日本との国際関係が難しいところがあって、それも偏見を助長する要因になっていると思います。偏見を持たないということが人権問題を解消する一番基本的なことだと思います。

○共生社会推進室より説明

（資料2、資料3のうち「(6) 同和問題」に関して説明）

会 長 同和問題については、教育現場でも熱心に取り組んできたと思うが、それでも今も無くなっていない。

委 員 この人権課題に関してのみ、同和問題ということで、“問題”と付く。これに対して違和感を覚えるので、“問題”と付けずに、例えば“同和地区の人たち”といったような表現にしたいと感じています。

会 長 同対審答申において“同和問題”という言葉が使われており、他の市町でもほとんどがこの表現にしている。違った表現となると、かなり慎重に考える必要があるものと思います。

委 員 “同和問題”という表現には、同和に関する様々な問題を内包する言い方だと思っている。それを言い替えてしまうと、どうしても同和に関する問題のある部分しか捉えられなくなってしまう危険があると思います。やはり“同和問題”という表現が、全体をとらまえることができ、適した表現ではないかと思っています。

委 員 同和問題が亀山市でクローズアップされたのは、旧亀山市と旧関町が合併したのが一つの契機であった。それまで、旧亀山市には被差別部落は存在しないものとして、教育現場でもあまり取り組んで来なかった。一方の旧関町では同和对策基本法による施策を実施してきたというような経緯があります。そういった現状認識もしっかりと行った上で、また、被差別部落の当事者の意見も聴き取った上で、部落差別を撤廃するためにどのようにしていくのか書き込んでいくべきだと思います。

委 員 基本方針においては、同和問題に関する部分の記載が一番多いぐらいになってしかるべきではないかと思っていたのですが、全く反対で、他の人権課題に比べて記載が少ないので驚きを感じました。

会 長 今回の資料はここまでとなっていますが、この他に“様々な人権課題”に関する記載も今後作成していくということだと思います。

事務局 特にインターネットの問題は、各人権課題の記載において、少しずつふれていくのか、それとも“インターネット”という括りでとらまえて記載していくのかというところで思慮しています。また、アイヌの問題とか性同一性障害、ハンセン病、刑を終えた人、というような課題について、“様々な人権課題”として、どこまで記載していくのか検討してまいりたいと考えています。

◆その他

※事務局から、12月に開催する「第10回ヒューマンフェスタ in 亀山」に関して説明。午前の部では、「人権施策の基本となる方針」の策定を進めていることにもふれていた

【議事概要】第4回 亀山市人権施策審議会

日時：平成26年11月4日（月）

だく形でパネルディスカッションを予定しており、コーディネーターには当審議会の藤原会長にお願いしています。さらに、パネリストとして、当審議会から男女1名ずつの選出を予定しています。どなたかお願いできないでしょうか。

⇒不破副会長と明石委員に務めていただくこととなりました。

※次回審議会予定は1月頃の予定といたします。